令和７年度(2025年度)　造林事業標準単価（森林作業道整備）

（留意事項）
本標準単価（森林作業道整備）は、森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金における森林作業道整備の補助金額算定（査定）するための標準単価です。

整備にあっては、「北海道森林作業道作設指針」を十分に踏まえるとともに、「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」に基づき実施する必要があります。

共通仮設費（10.7%相当）及び衛星通信機器等活用加算額（安全対策：1%相当）を算入済みです。

表示している標準単価は、消費税相当額は含まれていません。

１－１　土工(掻均し)　　１ｍ^{3}当たり（円）

掻均し 土質区分	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
火山灰土・砂・砂質土	451	455	4
粘性土・礫質土	451	455	4
その他（軟岩（Ⅰ）Ａ等）	606	611	5

（注）掻均し厚20㎝。

【計算例】
掻均し※＝ｗ×ｋ×Ｓｉ×ｋｔ　※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）
ｗ　：幅員（ｍ）
ｋ　：掻均し定数（0.20）
Ｓｉ：延長（ｍ）
ｋｔ：土工（掻均し）単価（円／ｍ３）

１－２　土工(片切盛土)　　１ｍ^{3}当たり（円）

片切盛土 土質区分	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
火山灰土・砂・砂質土	845	852	7
粘性土・礫質土	845	852	7
その他（軟岩（Ⅰ）Ａ等）	1,000	1,009	9

（注）路体の締固めを適切に実施すること。
（注）土質区分、法長、排水溝の有無が異なる毎に下の式により計算。

【計算例】
片切盛土＝B_1＋B_2

排水溝のある場合 ― B_1

$$B_1^{※} = \frac{3/5 \times (w + 0.5) \times (hi \div 1.166)}{2} \times Si \times km$$

※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）

排水溝のない場合 ― B_2

$$B_2^{※} = \frac{3/5 \times w \times (hi \div 1.166)}{2} \times Si \times km$$

※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）
ｗ　：幅員（ｍ）
ｈｉ：法長（ｍ）
Ｓｉ：延長（ｍ）
ｋｍ：土工（片切盛土）単価（円／ｍ^3）

１－３　土工(盛土)　　１ｍ^{3}当たり（円）

盛土 土質区分	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
火山灰土・砂・砂質土	1,675	1,690	15
粘性土・礫質土	1,972	1,989	17
その他（軟岩（Ｉ）Ａ等）	2,384	2,405	21

（注）路体の締固めを適切に実施すること。

【計算例】

盛土※＝（ｗ＋1.2×ｈｉ）×ｈｉ×Ｓｉ×Ｒｔ　※小数点以下切捨て（土量計算は小数第2位四捨五入）

ｗ　：幅員（ｍ）

ｈｉ：盛土中心高（ｍ）

Ｓｉ：延長（ｍ）

Ｒｔ：土工（盛土）単価（円／ｍ^3）

※　以下、路盤材、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で設置するものとします。

※　路盤材等の資材の選定にあたっては、現場状況や経済性のほか、各種の基準を十分に考慮して選定する必要があります。

２－１　路盤材（購入）　　１ｍ^{3}当たり（円）

路盤材（購入） 区分	購入資材（資材単価）			敷均単価		
	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
普通砂利（0～80㎜）	１１参照			336	339	3
火 山 灰 土	3,566	3,598	32	336	339	3
コンクリート再生骨材	２－２参照			336	339	3
普通砂利以外の砂利	1,439	1,452	13	336	339	3
木材チップ	２－３参照			214	215	1

（注）敷均しは11ｔﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞを使用した場合である。

１ｍ^{3}当たり（円）

路盤材（購入） 区分	小運搬単価		
	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
普通砂利（0～80㎜）	1,068	1,077	9
火 山 灰 土			
コンクリート再生骨材	1,068	1,077	9
普通砂利以外の砂利	1,068	1,077	9
木材チップ			

（注）小運搬は普通砂利、コンクリート再生骨材、普通砂利以外の砂利を使用した場合に適用する。

【計算例】

路盤材(購入)敷均※＝ V_1 ×（Ｇｔ＋Ｃｔ＋Ｔｔ）　※小数点以下四捨五入

V_1 ：資材数量

V_1※＝Ｉ×Ｉ´×Ｓｉ　※小数第2位四捨五入

Ｉ　：敷厚（ｍ）

Ｉ´：敷幅（ｍ）　ただし、敷幅＞３ｍ以上は、３ｍとします。

Ｓｉ：延長（ｍ）

Ｇｔ：資材単価（円／ｍ^3）

Ｃｔ：敷均単価（円／ｍ^3）

Ｔｔ：小運搬単価（円／ｍ^3）

※　敷砂利の種類が複数ある場合は、種類ごとに上式により計算。ただし、複数の資材の混合使用は認めない。

２－２　コンクリート再生骨材単価

１ｍ^{3}当たり（円）

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	3,199	4,195	3,475	3,985	4,505
標準単価 共通仮設費＋安全対策	3,227	4,232	3,506	4,021	4,545
（参考）安全対策１%相当	28	37	31	36	40
振興局	石狩	空知	上川	留萌	宗谷
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	3,885	4,217	3,808	4,505	6,376
標準単価 共通仮設費＋安全対策	3,920	4,255	3,842	4,545	6,433
（参考）安全対策１%相当	35	38	34	40	57
振興局	ｵﾎｰﾂｸ	根室	釧路	十勝	
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	4,793	5,202	6,287	4,826	
標準単価 共通仮設費＋安全対策	4,836	5,249	6,343	4,869	
（参考）安全対策１%相当	43	47	56	43	

２－３　木材チップ単価

１ｍ^{3}当たり（円）

振興局	渡島	檜山	後志	胆振	日高
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	5,977	5,977	6,863	5,424	5,424
標準単価 共通仮設費＋安全対策	6,031	6,031	6,925	5,473	5,473
（参考）安全対策１%相当	54	54	62	49	49
振興局	石狩	空知	上川	留萌	宗谷
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	4,981	4,981	5,202	6,420	6,642
標準単価 共通仮設費＋安全対策	5,026	5,026	5,249	6,478	6,702
（参考）安全対策１%相当	45	45	47	58	60
振興局	ｵﾎｰﾂｸ	根室	釧路	十勝	
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	6,088	6,309	6,309	5,313	
標準単価 共通仮設費＋安全対策	6,143	6,366	6,366	5,361	
（参考）安全対策１%相当	55	57	57	48	

２－４　路盤材（現場採取・調達）

１ｍ^{3}当たり（円）

路盤材（現場採取・調達）区分	堀削・運搬又は加工単価			敷均単価		
	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
普通砂利以外の砂利	1,464	1,477	13	336	339	3
火 山 灰 土	1,281	1,292	11	336	339	3
現地生産チップ	5,173	5,219	46	214	215	1

（注１）掘削はバックホウ、運搬は6ｔｸﾛｰﾗﾀﾞﾝﾌﾟを使用した場合である。
（注２）敷均しは11ｔﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞを使用した場合である。
（注３）現地生産チップは、ウッドチッパー処理費であり原木費は含みません。

【計算例】

路盤材(現場採取・調達)※＝ V_1 ×Ｊｔ　※小数点以下四捨五入

V_1 ：資材数量

V_1※＝Ｉ×Ｉ´×Ｓｉ　※小数第2位四捨五入

Ｉ　：敷厚（ｍ）※

Ｉ´：敷幅（ｍ）

Ｓｉ：延長（ｍ）

Ｊｔ：堀削・運搬（加工）＋敷均単価（円／ｍ^3）

※　現地生産チップの場合は、敷厚１０cm、その他は、敷厚20cmを上限として査定。

３　側溝　　１ｍ当たり（円）

側溝 土質区分	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
火山灰土・砂質土	71	71	0
粘性土・礫質土	71	71	0
その他（軟岩（Ⅰ）Ａ等）	96	96	0

（注）側溝の規格は、下幅＝0.30ｍ、深さ＝0.30ｍ、法勾配8分。
（注）法面整形は計上していない。

【計算例】
側溝※＝Ｓｉ×ｆ　※整数未満切り捨て
Ｓｉ：延長（ｍ）
ｆ　：側溝単価（円／ｍ）

※　以下４－１～８における単価には、資材代及び設置費並びに共通仮設費等が含まれている単価です。
※　管径については、集水区域面積に応じた管径によるほか、土かぶり厚は管径以上を標準として施工すること。

４－１　鉄筋コンクリート管布設　　１ｍ当たり（円）

内径（mm）	250	300	350	400	450
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	6,161	6,819	8,467	10,199	11,357
標準単価 共通仮設費＋安全対策	6,216	6,880	8,543	10,291	11,459
（参考）安全対策１%相当	55	61	76	92	102
内径（mm）	500	600	700	800	900
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	13,692	19,369	22,563	28,395	33,628
標準単価 共通仮設費＋安全対策	13,815	19,543	22,766	28,651	33,931
（参考）安全対策１%相当	123	174	203	256	303
内径（mm）	1000				
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	40,804				
標準単価 共通仮設費＋安全対策	41,172				
（参考）安全対策１%相当	368				

（注）設定内径を超える施工にあっては、設定最大内径単価を適用します。　以下同じ。

４－２　コルゲートパイプ（円形）組立・布設　　１ｍ当たり（円）

パイプ径（mm）	400	600	800	1000	1200
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	16,539	21,521	35,540	40,964	56,683
標準単価 共通仮設費＋安全対策	16,688	21,715	35,861	41,334	57,195
（参考）安全対策１%相当	149	194	321	370	512
パイプ径（mm）	1350	1500	1650	1800	
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	64,261	69,796	85,515	91,604	
標準単価 共通仮設費＋安全対策	64,841	70,426	86,287	92,431	
（参考）安全対策１%相当	580	630	772	827	

４－３　硬質塩化ビニール管布設　　１ｍ当たり（円）

内径（cm）	10	15	20	25	30
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	1,594	3,243	4,859	7,549	10,748
標準単価 共通仮設費＋安全対策	1,608	3,272	4,902	7,617	10,845
（参考）安全対策１%相当	14	29	43	68	97

４－４　波付加工管、プラヒューム管布設　　１ｍ当たり（円）

内径（cm）	10	15	20		
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	1,361	2,612	4,062		
標準単価 共通仮設費＋安全対策	1,373	2,635	4,098		
（参考）安全対策１%相当	12	23	36		
内径（cm）	25	30	40	45	60
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	5,645	8,125	14,280	17,933	28,782
標準単価 共通仮設費＋安全対策	5,696	8,198	14,409	18,095	29,042
（参考）安全対策１%相当	51	73	129	162	260

４－５　横断U字溝（グレーチング蓋）設置　　１ｍ当たり（円）

設定規格	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
横断側溝（300、t=14） 蓋T=14 W=31.6kg 995x400x44	65,707	66,300	593

５　フトン籠工　　１ｍ当たり（円）

設定規格	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
線径3.2m/m網目13cm 50×120×100cm 詰石：150～300mm	20,471	20,655	184

６　丸太柵工　　１ｍ当たり（円）

設定規格	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
杭間隔0.5m、柵高0.5m、杭長1.2m	11,017	11,116	99

７　木製路面排水工　　１ｍ当たり（円）

規格	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
木製簡易横断溝 水切板(t=0.8cm、W=18cm)	7,244	7,309	65

８　洗い越し　　１箇所当たり（円）

延長	4m	5m	6m	胆振東部震災	
				8m	10m
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	116,055	145,056	174,056	232,113	290,114
標準単価 共通仮設費＋安全対策	117,103	146,366	175,628	234,209	292,734
（参考）安全対策１%相当	1,048	1,310	1,572	2,096	2,620

（注）施工全幅員は４ｍを標準とする。
（注）路盤材敷均し延長とは重複しないこと。
（注）延長８ｍ、10m単価の適用は平成30年９月発生北海道胆振東部地震被害地に限定する。

９　待避所　　１箇所当たり（円）

規格	標準単価 共通仮設費10.7%加算額	標準単価 共通仮設費＋安全対策	（参考） 安全対策１%相当
幅＝４ｍ以上 延長＝１０ｍ以上	20,297	20,480	183

（注）路盤材は含まない。
（注）締固めを適切に実施すること。

１０　伐開（チェンソー伐開）　　１ｍ^{2}当たり（円）

種　　別	疎（立木蓄積） （30m^3/ha以上～60m^3/ha未満）	中（立木蓄積） （60m^3/ha以上～90m^3/ha未満）	密（立木蓄積） （90m^3/ha以上）
標準単価 共通仮設費10.7%加算額	115	192	269
標準単価 共通仮設費＋安全対策	116	193	271
（参考）安全対策１%相当	1	1	2

（注１）玉切り、枝払い及び20m以内の片付けを含む。
（注２）伐開幅は、必要最小限とし９ｍを上限とします。

１１　普通砂利（新材0～80㎜）単価

１ｍ^{3}当たり（円）

市町村名	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
松前町	5,645	5,696	51
福島町	5,645	5,696	51
知内町	5,645	5,696	51
木古内町	5,645	5,696	51
北斗市	5,092	5,138	46
七飯町	5,092	5,138	46
鹿部町	5,202	5,249	47
森町	5,092	5,138	46
八雲町	5,535	5,585	50
長万部町	5,535	5,585	50
函館市	5,092	5,138	46
江差町	5,535	5,585	50
上ノ国町	5,535	5,585	50
厚沢部町	5,535	5,585	50
乙部町	5,667	5,718	51
奥尻町	11,468	11,571	103
せたな町	6,199	6,255	56
今金町	5,535	5,585	50
島牧村	5,346	5,394	48
寿都町	4,760	4,803	43
黒松内町	5,036	5,081	45
蘭越町	5,147	5,193	46
ニセコ町	5,202	5,249	47
真狩村	5,202	5,249	47
留寿都村	5,202	5,249	47
喜茂別町	4,538	4,579	41
京極町	4,538	4,579	41
倶知安町	5,114	5,160	46
共和町	5,258	5,305	47
岩内町	4,815	4,858	43
泊村	4,815	4,858	43
神恵内村	4,815	4,858	43
積丹町	6,808	6,869	61
古平町	5,811	5,863	52
仁木町	4,538	4,579	41
余市町	4,538	4,579	41
赤井川村	4,538	4,579	41
小樽市	4,538	4,579	41
豊浦町	5,424	5,473	49
洞爺湖町	5,424	5,473	49
壮瞥町	5,202	5,249	47
伊達市	5,479	5,528	49
登別市	5,645	5,696	51
白老町	4,428	4,468	40
安平町	5,811	5,863	52
厚真町	5,036	5,081	45
むかわ町	4,981	5,026	45
苫小牧市	5,811	5,863	52
室蘭市	5,645	5,696	51

市町村名	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
日高町	4,981	5,026	45
平取町	4,870	4,914	44
新冠町	4,870	4,914	44
新ひだか町	5,169	5,215	46
浦河町	5,479	5,528	49
様似町	3,653	3,686	33
えりも町	4,837	4,880	43
千歳市	5,867	5,920	53
恵庭市	5,867	5,920	53
北広島市	5,922	5,975	53
江別市	6,088	6,143	55
札幌市	4,760	4,803	43
当別町	5,867	5,920	53
石狩市	4,904	4,948	44
新篠津村	6,088	6,143	55
夕張市	6,309	6,366	57
栗山町	5,867	5,920	53
由仁町	5,867	5,920	53
長沼町	5,922	5,975	53
南幌町	6,088	6,143	55
岩見沢市	5,977	6,031	54
三笠市	6,420	6,478	58
美唄市	5,756	5,808	52
奈井江町	4,870	4,914	44
新十津川町	4,870	4,914	44
月形町	5,867	5,920	53
浦臼町	4,870	4,914	44
砂川市	4,870	4,914	44
赤平市	5,092	5,138	46
滝川市	4,870	4,914	44
芦別市	5,723	5,774	51
歌志内市	5,092	5,138	46
上砂川町	5,092	5,138	46
深川市	5,014	5,059	45
妹背牛町	4,870	4,914	44
秩父別町	4,870	4,914	44
沼田町	5,313	5,361	48
北竜町	5,313	5,361	48
雨竜町	5,313	5,361	48

１１　普通砂利（新材0～80㎜）単価

１ｍ^{3}当たり（円）

市町村名	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
旭川市	4,206	4,244	38
鷹栖町	4,095	4,132	37
比布町	4,095	4,132	37
東神楽町	4,206	4,244	38
美瑛町	4,317	4,356	39
東川町	4,206	4,244	38
当麻町	4,095	4,132	37
愛別町	4,095	4,132	37
上川町	4,538	4,579	41
上富良野町	4,870	4,914	44
中富良野町	4,870	4,914	44
富良野市	4,870	4,914	44
南富良野町	5,313	5,361	48
占冠村	5,313	5,361	48
和寒町	4,317	4,356	39
剣淵町	4,428	4,468	40
士別市	4,428	4,468	40
名寄市	4,483	4,523	40
下川町	4,538	4,579	41
美深町	4,815	4,858	43
音威子府村	4,538	4,579	41
中川町	4,538	4,579	41
幌加内町	5,202	5,249	47
増毛町	4,649	4,691	42
留萌市	4,981	5,026	45
小平町	5,535	5,585	50
苫前町	5,756	5,808	52
羽幌町	5,667	5,718	51
初山別村	5,667	5,718	51
遠別町	6,420	6,478	58
天塩町	6,697	6,757	60
猿払村	5,645	5,696	51
浜頓別町	4,538	4,579	41
中頓別町	5,424	5,473	49
枝幸町	5,092	5,138	46
豊富町	6,254	6,310	56
礼文町	16,051	16,196	145
利尻町	6,586	6,645	59
利尻富士町	6,586	6,645	59
稚内市	6,475	6,533	58
幌延町	6,642	6,702	60

市町村名	標準単価 共通仮設費 10.7%加算額	標準単価 共通仮設費 ＋安全対策	（参考） 安全対策 １%相当
斜里町	4,428	4,468	40
清里町	3,874	3,909	35
小清水町	4,317	4,356	39
大空町	4,317	4,356	39
網走市	4,317	4,356	39
美幌町	4,981	5,026	45
津別町	5,811	5,863	52
北見市	4,594	4,635	41
訓子府町	4,206	4,244	38
置戸町	4,981	5,026	45
佐呂間町	4,538	4,579	41
遠軽町	4,538	4,579	41
湧別町	4,760	4,803	43
紋別市	4,594	4,635	41
滝上町	6,309	6,366	57
興部町	5,313	5,361	48
西興部村	6,642	6,702	60
雄武町	6,420	6,478	58
根室市	5,867	5,920	53
別海町	5,756	5,808	52
中標津町	5,202	5,249	47
標津町	5,202	5,249	47
羅臼町	4,760	4,803	43
白糠町	6,808	6,869	61
釧路市	7,472	7,539	67
釧路町	6,143	6,198	55
鶴居村	7,472	7,539	67
標茶町	5,258	5,305	47
弟子屈町	5,258	5,305	47
厚岸町	5,258	5,305	47
浜中町	5,922	5,975	53
音更町	4,538	4,579	41
士幌町	4,206	4,244	38
上士幌町	3,874	3,909	35
鹿追町	4,261	4,299	38
新得町	4,649	4,691	42
清水町	4,649	4,691	42
芽室町	4,538	4,579	41
中札内村	4,538	4,579	41
更別村	4,538	4,579	41
大樹町	4,704	4,746	42
広尾町	4,317	4,356	39
幕別町	4,428	4,468	40
池田町	4,538	4,579	41
豊頃町	4,815	4,858	43
本別町	4,428	4,468	40
足寄町	4,815	4,858	43
陸別町	5,202	5,249	47
浦幌町	4,760	4,803	43
帯広市	4,538	4,579	41

（注）路盤材を使用する場合には、原則として施行地から直線距離で４０ｋｍ以内にコンクリート再資源化施設がある場合には、コンクリート再生骨材を活用するものとします。